

岩見沢市農業委員会第4回総会議事録

1. 日 時 令和7年4月28日 月曜日 午後3時55分から
午後4時40分まで

2. 場 所 岩見沢市役所 委員会室1・2

3. 出席委員	委 員	澁 谷 豊	(議席 1 番)
	委 員	久 保 智 則	(議席 2 番)
	委 員	吉 成 朗	(議席 3 番)
	委 員	定 塚 光 晴	(議席 4 番)
	委 員	西 村 昭 寿	(議席 5 番)
	委 員	東 秋 徳	(議席 6 番)
	委 員	松 田 幸 児	(議席 7 番)
	委 員	干 場 克 二	(議席 8 番)
	委 員	川 北 敏 充	(議席 9 番)
	委 員	長 森 睦	(議席 10 番)
	委 員	長 井 孝 之	(議席 11 番)
	委 員	今 野 幸 広	(議席 12 番)
	委 員	近 藤 良 介	(議席 13 番)
	委 員	留 木 剛	(議席 14 番)
	委 員	森 田 孝 洋	(議席 15 番)
	委 員	松 永 有 平	(議席 16 番)
	委 員	伊 藤 俊 春	(議席 17 番)
	委 員	山 田 辰 弘	(議席 18 番)
	委 員	森 一 男	(議席 19 番)
	委 員	井 川 和 也	(議席 20 番)
	委 員	高 田 勝 彦	(議席 21 番)
	委 員	柿 崎 壽 恵子	(議席 22 番)
	委 員	志賀野 敏	(議席 24 番)
	委 員	杉 村 幸 浩	(議席 25 番)
	委 員	平 義 昭	(議席 26 番)
	委 員	岩 瀬 孝 雄	(議席 27 番)
	委 員	戸 田 憲 一郎	(議席 28 番)
	委 員	米内山 裕 子	(議席 29 番)
	委 員	引 頭 一 宏	(議席 30 番)
	委 員	瀧 本 勝 範	(議席 31 番)

委 員	黒 島 勝 美	(議席 3 2 番)
委 員	坂 野 博 之	(議席 3 3 番)
委 員	尾 田 憲 朗	(議席 3 4 番)
委 員	日 笠 和 良	(議席 3 5 番)
委 員	佐々木 利 夫	(議席 3 6 番)

4. 欠席委員	委 員	高 嶋 佳 代	(議席 2 3 番)
---------	-----	---------	------------

5. 事務局出席	事務局長	加 藤 宏 規
	農地係長	森 田 佳 章
	事務局主査	戸 沼 貴 志

日笠代理
議 長

只今より、令和7年岩見沢市農業委員会第4回総会を開催いたします。

日程1、議事録署名委員を申し上げます。

議席番号9番川北委員、10番長森委員にお願いいたします。

日程2、会期の決定について、お諮りいたします。

本日の付議案件は、報告2件、議案6件となっております。

会期は、本日1日と言うことで、ご異議ございませんか。

(無しの声)

異議が無いようでございますので、本日1日に決定いたします。

日程3、報告第1号、農業委員会の動向については、記載のとおりですが、ご報告いたします。

3月27日、岩見沢市農村連絡協議会懇親会が岩見沢平安閣で開催されました。私が出席しております。

4月1日、岩見沢農民協議会第17回定期総会がJAいわみざわ本所で開催されました。私が出席しております。

4月4日、令和7年度空知農業委員会連合会定期監査、第1回役員会、総会、会長・事務局長会議及び懇親会が、深川市のラカンパーニュホテル深川で開催されております。私と加藤局長が出席しております。

4月9日、第31回いわみざわ農協総代会が、まなみーるで開催されております。

4月11日、JAいわみざわ地域農業再生協議会通常総会及び委員・幹事会・ワーキング委員合同会議が、JAいわみざわで開催されております。私と加藤局長、船戸振興係長が出席しております。

4月28日、岩見沢市農業者年金協議会役員会、岩見沢市農業委員会第4回総会の開催となっております。

以上でございます。

日程4、報告第2号、旧農業経営基盤強化促進法第19条の規定による農用地利用集積計画の告示についてを上程いたします。

説明を求めます。

議長、事務局長。

事務局長。

報告第2号、旧農業経営基盤強化促進法第19条の規定による農用地利用集積計画の告示について、ご報告いたします。

この件については、先月の総会においてご協議をいただき、集積計画を作成することでご承認をいただきました。

議案4ページ、別紙1の上段の表に記載の賃貸借関係は、北海道農業公社の農地売買等事業による一時貸付で、賃貸借87番外1件の賃借権の設定です。

次に、同ページ中段の表から議案7ページ別紙4の上段の表に記載の賃貸借関係は、一般分で、賃貸借88番外26件の賃借権の設定です。

次に、同ページ下段の表から議案9ページ別紙6の上段の表に記載の所有権関係は、一般分で、所有権132番外14件の所有権移転の設定です。

次に、議案9ページ別紙6の下段の表に記載の使用貸借関係は、一般分で、使用貸借19番外8件の使用貸借権の設定です。

以上につきまして、告示第52号で令和7年3月28日に告示したことをご報告いたします。

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。

日程5、議案第1号、農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認につ

加藤局長
議 長
加藤局長

議 長

加藤局長
議 長
加藤局長

いてを上程いたします。

説明を求めます。

議長、事務局長。

事務局長。

それでは、総会議案 1 1 ページ、議案第 1 号、農地法第 1 8 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について説明いたします。

総会議案 1 2 ページ、整理番号 1 番については、他の農業者に貸し付けることから解約するもので、4 月 7 日に解約され、同日付けで通知されたものでございます。

本案件については、農地法第 1 8 条の規定に基づき、合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられるため、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。

日程 6、議案第 2 号、農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告についてを上程いたします。

ここで、[] の議事参与を制限します。

それでは、総会議案 1 4 ページ、整理番号 1 0 番について説明を求めます。

戸沼主査
議 長
戸沼主査

議長、事務局主査。

事務局主査。

それでは、総会議案 1 3 ページ、議案第 2 号、農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について、ご説明いたします。

まず、総会議案 1 4 ページ、別紙 1、農地所有適格法人要件調査書の整理番号 1 0 番について、先にご説明いたします。

整理番号 1 0 番につきましては、調査書のとおり、全ての要件を満たすものと認められますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。

ここで、[] の議事参与の制限を解除いたします。

次に、[] の議事参与を制限します。

それでは、総会議案 1 5 ページ、整理番号 1 2 番について説明を求めます。

戸沼主査
議 長
戸沼主査

議長、事務局主査。

事務局主査。

続きまして、総会議案 1 5 ページ、別紙 2、整理番号 1 2 番について、ご説明いたします。

整理番号 1 2 番につきましては、調査書のとおり、全ての要件を満たすものと認められますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。

ここで、[] の議事参与の制限を解除します。

次に、[] の議事参与を制限します。

それでは、総会議案 1 6 ページ、整理番号 2 7 番について説明を求めます。

戸沼主査
議 長
戸沼主査

議長、事務局主査。

事務局主査。

続きまして、総会議案 1 6 ページ、別紙 3、整理番号 2 7 番について、ご説明いたします。

議 長	整理番号27番につきましては、調査書のとおり、全ての要件を満たすものと認められますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。 (無しの声) 無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。 ここで、[]の議事参与の制限を解除します。 次に、[]の議事参与を制限します。 それでは、総会議案18ページ、整理番号44番について説明を求めます。
戸沼主査 議 長 戸沼主査	議長、事務局主査。 事務局主査。 続きまして、総会議案18ページ、別紙5、整理番号44番について、ご説明いたします。 整理番号44番につきましては、調査書のとおり、全ての要件を満たすものと認められますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。 (無しの声) 無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。 ここで、[]の議事参与の制限を解除します。 次に、[]の議事参与を制限します。 それでは、総会議案18ページ、整理番号45番について説明を求めます。
戸沼主査 議 長 戸沼主査	議長、事務局主査。 事務局主査。 続きまして、同じく総会議案18ページ、別紙5、整理番号45番について、ご説明いたします。 整理番号45番につきましては、調査書のとおり、全ての要件を満たすものと認められますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等 ございませんか。 (無しの声) 無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。 ここで、[]の議事参与の制限を解除します。 次に、[]の議事参与を制限します。 それでは、総会議案18ページ、整理番号46番について説明を求めます。
戸沼主査 議 長 戸沼主査	議長、事務局主査。 事務局主査。 続きまして、同じく総会議案18ページ、別紙5、整理番号46番について、ご説明いたします。 整理番号46番につきましては、調査書のとおり、全ての要件を満たすものと認められますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。 (無しの声) 無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。 ここで、[]の議事参与の制限を解除します。 次に、[]の議事参与を制限します。 それでは、総会議案19ページ、整理番号55番について説明を求めます。
戸沼主査 議 長 戸沼主査	議長、事務局主査。 事務局主査。 続きまして、総会議案19ページ、別紙6、整理番号55番について、ご説明いたしま

す。

整理番号５５番につきましては、調査書のとおり、全ての要件を満たすものと認められますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。

ここで、[]の議事参与の制限を解除します。

次に、[]の議事参与を制限します。

それでは、総会議案１９ページ、整理番号５６番、整理番号５７番について説明を求めます。

戸沼主査

議長、事務局主査。

議 長

事務局主査。

戸沼主査

続きまして、同じく総会議案１９ページ、別紙６、整理番号５６番及び５７番について、ご説明いたします。

整理番号５６番及び５７番につきましては、調査書のとおり、全ての要件を満たすものと認められますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。

ここで、[]の議事参与の制限を解除します。

それでは残りの案件につきまして、説明を求めます。

戸沼主査

議長、事務局主査。

議 長

事務局主査。

戸沼主査

それでは、残りの案件につきまして、ご説明いたします。

総会議案１４ページ、別紙１の整理番号１番から９番、別紙２の整理番号１１番、及び１３番から２０番、別紙３の整理番号２１番から２６番、及び２８番から３０番、別紙４の整理番号３１番から４０番、別紙５の整理番号４１番から４３番、及び４７番から５０番、別紙６、整理番号５１番から５４番、及び５８番から６０番、別紙７、整理番号６０番から６８番につきましては、いずれも調査書のとおり、全ての要件を満たすものと認められます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。

日程７、議案第３号、農地法第３条の規定による許可申請についてを上程いたします。

ここで、[]の議事参与を制限します。

それでは、総会議案２３ページ、整理番号６番について説明を求めます。

森田係長

議長、農地係長。

議 長

農地係長。

森田係長

それでは、総会議案２１ページ、議案第３号、農地法第３条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。今回の申請件数は６件で、内訳につきましては、所有権の設定が２件、賃借権の設定が４件でございます。

総会議案２３ページ、整理番号６番の貸主は、農地を相続したが高齢で耕作が困難なため、所有する農地を賃借権の設定により貸し付けるもので、借主は、申請地を有償で借り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。価格は、[]、[]です。

なお、申請地は４月１１日に長森委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

以上、説明いたしました案件につきましては、調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと認められますので、よろしくご審議いただきますよう お願い申し上げます。

議 長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。

ここで、[]の議事参与の制限を解除いたします。

それでは、残りの案件について、説明を求めます。

森田係長

議長、農地係長。

議 長

農地係長。

森田係長

それでは、残りの案件について、ご説明いたします。

総会議案22ページ、整理番号1番の譲渡人は、高齢で耕作困難なため農地を近隣農業者へ有償で譲り渡すもので、譲受人は、申請地を有償で譲り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。

価格は、畑で [] です。

なお、申請地は4月11日に吉成委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

次に、総会議案同ページ、整理番号2番の譲渡人は、高齢で耕作困難なため農地を近隣農業者へ有償で譲り渡すもので、譲受人は、申請地を有償で譲り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。

価格は、畑で [] です。

なお、申請地は4月11日に吉成委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

次に、総会議案同ページ、整理番号3番の貸主は、農地を相続したが耕作が困難なため、所有する農地を賃借権の設定により貸し付けるもので、借主は、申請地を有償で借り受け、農業経営を開始するものです。

価格は、田で [] です。

なお、申請地は4月11日に松永委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

次に、総会議案同ページ、整理番号4番の貸主は、高齢で耕作が困難なため、所有する農地を賃借権の設定により近隣農業者へ貸し付けるもので、借主は、申請地を有償で借り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。

価格は、畑で [] です。

なお、申請地は4月11日に近藤委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

次に、総会議案23ページ、整理番号5番の貸主は、自身が所有する農地を賃借権の設定により農地所有適格法人へ貸し付けるもので、借主は、申請地を有償で借り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。

価格は田で [] です。

なお、申請地は4月11日に瀧本委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

以上、説明いたしました案件につきましては、調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと認められますので、よろしくご審議いただきますよう お願い申し上げます。

議 長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。

森田係長
議 長
森田係長

日程 8、議案第 4 号、農地法第 4 条の規定による許可申請についてを上程いたします。
説明を求めます。
議長、農地係長。
農地係長。

総会議案 2 4 ページ、議案第 4 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について、ご説明いたします。申請件数は 1 件で、許可の権限は知事権限分であります。

総会議案 2 5 ページ、整理番号 1 番に記載の申請人は、事業拡大に伴う施設拡充により、農産物を貯蔵するための備蓄庫が必要となり、事務所、他倉庫に隣接する申請地に穀物備蓄庫の建築、車両旋回場・堆雪場の造成を行うものです。

申請地は、農振農用地区域の農業用施設の用途が定められており、調査書のとおり、農地法の運用通知の規定にも合致し、事業内容の妥当性や被害防除措置等の実施の確実性についても問題ないと判断されます。

本申請地は、4 月 1 1 日に周辺農地の利用状況等を含め、松永委員にご確認いただいております。

議 長

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、許可相当との意見を付して、知事に提出することに決定いたします。

日程 9、議案第 5 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 2 項の規定による農用地利用集積等促進計画案の決定についてを上程いたします。

今年度、令和 7 年 4 月から農業経営基盤強化促進法第 1 9 条第 1 項に定める「農業経営基盤の強化に関する計画」いわゆる「地域計画」の策定に伴い、同法による農用地利用集積計画から農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画に変わります。大きな変更点については相対ではなく、必ず、出し手（所有者）と受け手（耕作者）の間に農地中間管理機構、いわゆる公益財団法人北海道農業公社を経由することになります。

それでは、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 2 項の規定による農用地利用集積等促進計画案について、同法第 1 9 条第 3 項の規定により、岩見沢市から意見を求められたものであります。

なお、農用地利用集積等促進計画案については、同法第 1 8 条第 5 項の各要件に該当すると認められますので、その内容につきまして各常任委員長より説明をお願いいたします。

最初に第 1 地区の説明をお願いいたします。

吉成常任委員長。

吉成委員長

第 1 地区常任委員会より、ご説明いたします。

総会議案 2 7 ページから 3 5 ページ、所有権 1 番から 8 番は、公益財団法人北海道農業公社の農地売買等事業により、一時貸付された農地の売り渡しで、5 年貸付タイプの定期売り渡しでございます。

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

質疑に入ります。只今の説明に対しましてご質問、ご意見ございませんか。

(無しの声)

ご質問、ご意見が無いようですので、農用地利用集積等促進計画案の決定について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

(無しの声)

異議なしと認め、原案どおり決定することといたします。

吉成常任委員長は自席にお戻りください。

次に第 2 地区の説明をお願いいたします。

森常任委員長。

森委員長	第2地区常任委員会より、ご説明いたします。 総会議案36ページから37ページ、所有権9番から10番は、公益財団法人北海道農業公社の農地売買等事業により、一時貸付された農地の売り渡しで、5年貸付タイプの定期売り渡しでございます。
議 長	以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。 質疑に入ります。只今の説明に対しましてご質問、ご意見ございませんか。 (無しの声) ご質問、ご意見が無いようですので、農用地利用集積等促進計画案の決定について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。 (無しの声) 異議なしと認め、原案どおり決定することといたします。 森常任委員長は自席にお戻りください。 次に第4地区の説明をお願いいたします。
尾田委員長	尾田常任委員長。 第4地区常任委員会より、ご説明いたします。 総会議案38ページから43ページ、所有権11番から16番は、公益財団法人北海道農業公社の農地売買等事業により、一時貸付された農地の売り渡しで、所有権11番から15番は、5年貸付タイプの定期売り渡し、所有権16番は、5年貸付タイプの早期売り渡しでございます。
議 長	以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。 質疑に入ります。只今の説明に対しましてご質問、ご意見ございませんか。 (無しの声) ご質問、ご意見が無いようですので、農用地利用集積等促進計画案の決定について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。 (無しの声) 異議なしと認め、原案どおり決定することといたします。 尾田常任委員長は自席にお戻りください。 次に第5地区ですが、ここで、 の議事参与を制限します。 それでは、総会議案53ページ、所有権25番について説明をお願いいたします。
川北委員長	川北常任委員長。 第5地区常任委員会より、ご説明いたします。 第5地区常任委員会より、所有権25番について、先にご説明いたします。 議案52ページ、所有権25番は、公益財団法人北海道農業公社の農地売買等事業により一時貸付された農地の売り渡しで、10年貸付タイプの定期売渡でございます。
議 長	以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。 質疑に入ります。只今の説明に対しましてご質問、ご意見ございませんか。 (無しの声) ご質問、ご意見が無いようですので、農用地利用集積等促進計画案の決定について、原案のとおり決定することに異議ございませんか。 (無しの声) 異議なしと認め、原案どおり決定することといたします。 ここで、 の議事参与の制限を解除いたします。 次に、 の議事参与を制限します。 それでは、総会議案53ページ、所有権26番について説明をお願いいたします。
川北委員長	川北常任委員長。 第5地区常任委員会より、所有権26番について、ご説明いたします。 議案53ページ、所有権26番は、公益財団法人北海道農業公社の農地売買等事業によ

議 長 り一時貸付された農地の売り渡しで、５年貸付タイプの早期売り渡しでございます。
 以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
 質疑に入ります。只今の説明に対しましてご質問、ご意見ございませんか。
 （無しの声）
 ご質問、ご意見が無いようですので、農用地利用集積等促進計画案の決定について、原
 案のとおり決定することに異議ございませんか。
 （無しの声）
 異議なしと認め、原案どおり決定することといたします。
 ここで、 の議事参与の制限を解除いたします。
 それでは、第５地区の残りの案件について、説明をお願いいたします。
 川北委員長。

川北委員長 それでは、残りの案件について、ご説明いたします。
 総会議案４４ページから５１ページ、所有権１７番から２４番は、公益財団法人北海道
 農業公社の農地売買等事業により、一時貸付された農地の売り渡しで、所有権１７番から
 ２３番は、５年貸付タイプの定期売り渡しで、所有権２４番は、１０年貸付タイプの定期
 売り渡しでございます。

議 長 以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
 質疑に入ります。只今の説明に対しましてご質問、ご意見ございませんか。
 （無しの声）
 ご質問、ご意見が無いようですので、農用地利用集積等促進計画案の決定について、原
 案のとおり決定することに異議ございませんか。
 （無しの声）
 異議なしと認め、原案どおり決定することといたします。
 川北委員長は自席にお戻りください。
 次に第７地区の説明をお願いいたします。
 長森委員長。

長森委員長 第７地区常任委員会より、ご説明いたします。
 総会議案５４ページから５５ページ、所有権２７番から２８番は、公益財団法人北海道
 農業公社の農地売買等事業により、一時貸付された農地の売り渡しで、５年貸付タイプの
 定期売り渡しでございます。

議 長 以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
 質疑に入ります。只今の説明に対しましてご質問、ご意見ございませんか。
 （無しの声）
 ご質問、ご意見が無いようですので、農用地利用集積等促進計画案の決定について、原
 案のとおり決定することに異議ございませんか。
 （無しの声）
 異議なしと認め、原案どおり決定することといたします。
 長森委員長は自席にお戻りください。
 本決定については、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１１項の規定によ
 り、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構である公益財団法人
 北海道農業公社に対し要請するものであります。
 なお、要請のとおり許可申請された場合については、即日公告することといたします。
 ご異議ございませんか。
 （無しの声）
 それでは、決定することといたします。
 公告につきましては、公益財団法人北海道農業公社のスケジュールにより、５月２０日
 を予定しております。

澁谷委員

日程１０、議案第６号、現況証明についてを上程いたします。

今月は、全地区で現地調査を実施しておりますので、その結果について、担当委員より説明をお願いします。

まず、岩見沢地区について、説明をお願いします。

澁谷担当委員。

それでは、総会議案５６ページ、議案第６号、現況証明について、岩見沢地区の説明をいたします。

去る、４月１１日に、井川委員、佐々木会長と わたくし澁谷、事務局森田係長により現況調査を行いましたので、判定いたしました結果についてご報告いたします。今回の岩見沢地区の調査件数は９件です。

まず、総会議案５７ページ、整理番号１番の申請地は、令和６年９月より畑として利用しているとの内容で現地を調査した結果、申請地は、隣接するほ場と一体で耕作されており農地性が認められるものと判定しております。

次に、総会議案同ページ、整理番号２番、総会議案５９ページ、整理番号６番の申請地は、年月日不詳だが雑種地として利用しているとの内容で現地を調査した結果、申請地は、住宅街の一面に位置しており、耕作された形跡がなく、雑草等が繁茂し雑種地となっており農地性は認められないものと判定しております。

次に、総会議案５７ページ、整理番号３番、総会議案６１ページ、整理番号７番の申請地は、年月日不詳だが、雑種地として利用しているとの内容で現地を調査した結果、申請地は、耕作された形跡がなく、雑草等が繁茂し樹木が自生する等、雑種地となっており農地性は認められないものと判定しております。

次に、総会議案５９ページ、整理番号４番、総会議案６１ページ、整理番号９番の申請地は、年月日不詳だが、雑種地として利用しているとの内容で現地を調査した結果、申請地は、耕作された形跡がなく、雑草等が繁茂し、雑種地となっており農地性は認められないものと判定しております。

次に、総会議案５９ページ、整理番号５番の申請地は、年月日不詳だが、宅地として利用しているとの内容で現地を調査した結果、申請地は、耕作された形跡がなく、雑草等が繁茂し、雑種地となっており農地性は認められないものと判定しております。

次に、総会議案６１ページ、整理番号８番、の申請地は、年月日不詳だが宅地として利用しているとの内容で現地を調査した結果、申請地は、住宅街の一面に位置しており、耕作された形跡がなく、雑草等が繁茂し雑種地となっており農地性は認められないものと判定しております。

議 長

以上が岩見沢地区の案件でございます。よろしくご審議お願いいたします。

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり決定いたします。

澁谷委員は自席にお戻りください。

次に、北村地区について、説明をお願いします。

岩瀬担当委員。

岩瀬委員

それでは、北村地区の説明をいたします。

去る、４月１０日に、川北委員、平委員とわたくし岩瀬、事務局伊藤主事により現況調査を行いましたので、判定いたしました結果について ご報告いたします。今回の北村地区の調査件数は２件です。

総会議案６３ページ、整理番号１０番の申請地は、年月日不詳だが、雑種地として利用しているとの内容で、現地を調査した結果、申請地は、耕作された形跡がなく、雑草等が繁茂し雑種地となっており農地性は認められないものと判定しております。

次に、総会議案同ページ、整理番号１１番の申請地は、年月日不詳だが田として利用し

議長

ているとの内容で現地を調査した結果、申請地は、隣接するほ場と一体で耕作されており農地性が認められるものと判定しております。

以上が北村地区の案件でございます。よろしくご審議お願いいたします。

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり決定いたします。

岩瀬委員は自席にお戻りください。

次に、栗沢地区について、説明をお願いします。

松永担当委員。

松永委員

それでは、栗沢地区について、説明をお願いいたします。

去る、4月11日に、近藤委員、坂野委員とわたくし松永、事務局佐藤主事により現況調査を行いましたので、判定いたしました結果について、ご報告いたします。今回の栗沢地区の調査件数は2件です。

まず、総会議案63ページ、整理番号12番の申請地は、年月日不詳だが、宅地及び雑種地として利用しているとの内容で、現地を調査した結果、申請地は、耕作された形跡がなく、倉庫が建設され宅地となっており農地性は認められないものと判定しております。

次に、総会議案65ページ、整理番号13番の申請地は、年月日不詳だが、田及び雑種地として利用しているとの内容で、現地を調査した結果、 の申請地は、隣接するほ場と一体で耕作されており農地性が認められるものと判定しております。 の申請地は、耕作された形跡がなく、雑草等が繁茂し雑種地となっており農地性は認められないものと判定しております。

議長

以上が栗沢地区の案件でございます。よろしくご審議お願いいたします。

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり決定いたします。

松永委員は自席にお戻りください。

次に、その他ですが、ご質問・ご意見等ございませんか。

(無しの声)

次に、来月5月の総会ですが、5月27日(火)午前10時00分から、市役所市役所3階、会議室1・2・3で開催いたします。

来月5月の現況証明願いの現地調査は、5月12日(月)午後1時30分からの実施の予定といたします。

指名委員につきましては、9番干場委員、11番長井委員、14番留木委員、18番山田委員、22番柿崎委員、23番高嶋委員、25番杉村委員、28番戸田委員、29番米内山委員となりますので、よろしくお願いいたします。

なお、調査の実施方法につきましては、件数及び地域等を考慮し、事務局で調整後、詳細について後日事務局から連絡いたします。

以上を持ちまして、本日の総会を終了いたします。